

介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢化社会を迎え、介護の需要が高まるなかで介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。

このような中、国では一億総活躍国民会議の緊急対策として、「介護離職ゼロ」に向けた施策を重点化することを決定したが、この課題を実現させるためには、介護サービスを支える介護従事者の人材確保が不可欠となる。平成27年6月に厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代のすべてが75歳以上に達する平成37年には37万7千人の介護職員が不足、長野県では8千人が不足するとされている。

介護現場での人材確保が難しい理由としては、介護職員の賃金が全産業の平均賃金よりも低いことや過密労働など、処遇面の問題が挙げられる。

よって、国においては、介護職がやりがいと魅力ある仕事として認められるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 介護従事者の処遇改善を図るための施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣
財務大臣

飯山市議会議長 佐藤 正夫